

## 保存樹木等助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市緑化条例第8条に基づく助成金の交付および都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき指定したものの助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (助成の対象)

第2条 保存樹木または保存樹林（以下「保存樹木等」という。）の保存に必要な費用で、その所有者または管理者（以下「所有者等」という。）に助成する。

### (助成の基準日)

第3条 毎年度1回、3月1日現在の保存樹木等の所有者等に対し、助成金を交付する。

### (助成金額)

第4条 助成金額については、次のとおりとする。

- (1) 保存樹木については、1本につき2,000円
- (2) 保存樹林については、1㎡につき5円
- (3) 保存生垣については、1mにつき57円

### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（別記第1号様式）に、保存樹木等の状態に係る報告書（別記第2号様式または別記第3号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。

### (交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、助成金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは補助金等交付決定通知書（別記第4号様式）により、助成金を交付しないことと決定したときは補助金等否交付通知書（別記第5号様式）により、助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 市長は、申請者が第5条の書類を提出したときは、函館市補助金等交付規則（昭和62年4月10日規則第43号）第17条の規定による報告がされたものとみなす。

（額の確定）

第8条 市長は、前条の報告があった場合において、これを適当と認めるときは、当該報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定し、補助金等の額の確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、函館市補助金等交付規則によるものとし、その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

補助金等交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所

氏名

補助事業等の名称 保存樹木等管理費補助事業

上記事業に関し、補助金等の交付を受けたいので保存樹木等助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

指 定 法 律 ・ 条 例		
指 定 番 号		
指 定 年 月 日		
保 存 樹 木 ・ 樹 林 の 別		
樹 木 ・ 樹 林 所 在 地		
樹 種		
樹 齢		
数 量		
補 助 金 等 交 付 申 請 額		
振 込 先	金 融 機 関 名	
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	

別記第2号様式（第5条関係）

保存樹木等の状態に係る報告書

年 月 日

函館市長 様

住所

氏名

私が所有または管理している下記の保存樹木・保存樹林については、  
年3月1日現在、函館市緑化条例施行規則第2条に規定する、保存  
樹木等の指定基準を満たす状態を維持していることを、報告いたします。

記

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
保 存 樹 木 ・ 樹 林 の 別	
樹 木 ・ 樹 林 所 在 地	
樹 種	
樹 齢	
数 量	

別記第3号様式（第5条関係）

保存樹木等の状態に係る報告書

年 月 日

函館市長 様

住所

氏名

私が所有または管理している下記の保存樹木・保存樹林については、  
年3月1日現在、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令に規定する、保存樹木等の指定基準を満たす状態を維持していることを、報告いたします。

記

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
保存樹木・樹林の別	
樹木・樹林所在地	
樹 種	
樹 齢	
数 量	

別記第4号様式（第6条関係）

補助金等交付決定通知書

函 土 公 管  
年 月 日

様

函 館 市 長

補助事業等の名称 保存樹木等管理費補助事業

年 月 日付けで申請のあった上記の事業に係る補助金等の交付については、内容審査の結果、次のとおり決定したので、保存樹木等助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知する。

記

補助金等交付決定額 金 円

別記第5号様式（第6条関係）

補助金等否交付通知書

函 土 公 管  
年 月 日

様

函 館 市 長

補助事業等の名称 保存樹木等管理費補助事業

年 月 日付けで申請のあった上記の事業に関し、内容審査の結果、補助金等の交付が不相当と認められるので、保存樹木等助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知する。

別記第6号様式（第8条関係）

補助金等の額の確定通知書

函 土 公 管  
年 月 日

様

函 館 市 長

補助事業等の名称 保存樹木等管理費補助事業

年 月 日付けで報告のあった上記の事業については、内容審査の結果、次のとおり補助金等の額を確定したので、保存樹木等助成金交付要綱第8条の規定により通知する。

記

補助金等の確定額 金 円